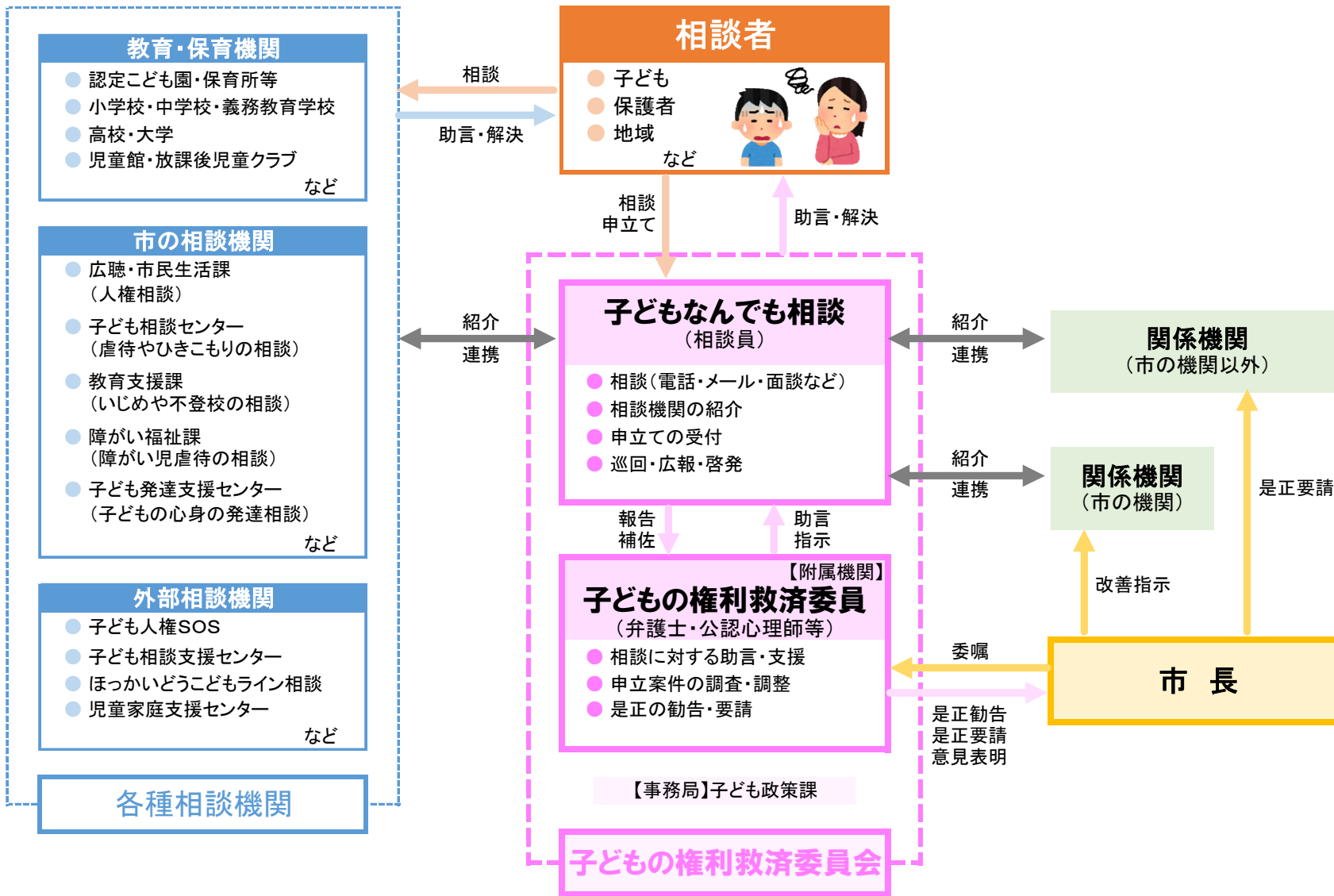
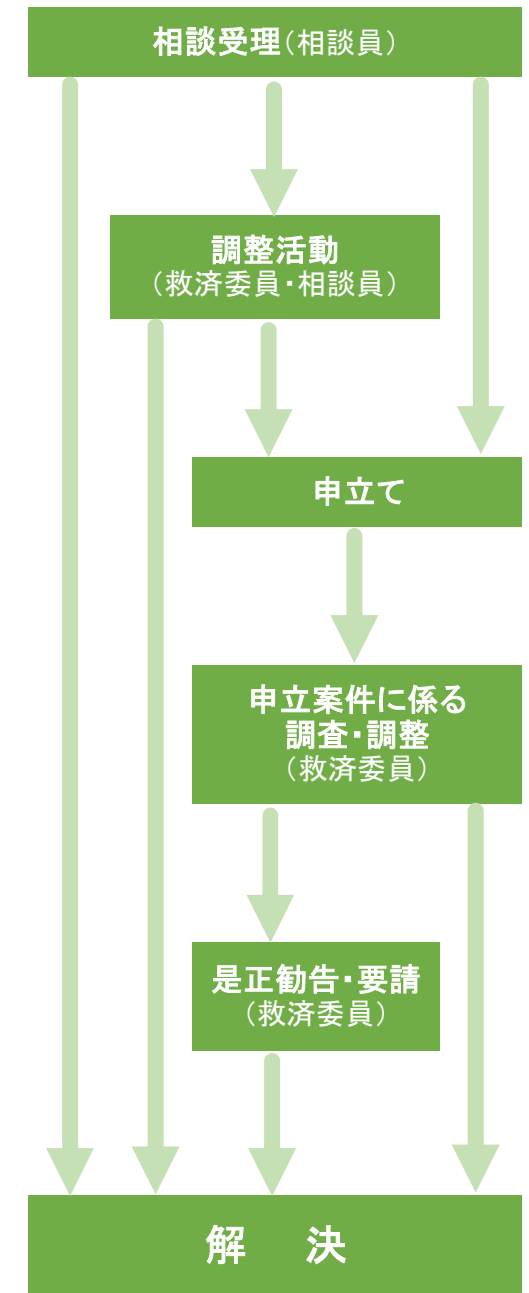


子どもの権利に関する相談スキーム



【相談・救済のながれ】



子どもの権利救済委員会の役割	
相談員	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの権利侵害に限らず、親子・交友関係など幅広いジャンルの相談を受け付け、適切な助言をする。 相談内容に応じて、適切な機関の紹介も行う。 当事者間での解決が難しいようなケースは、当事者の同意に基づき、関係機関や相手方との調整を行う。 子どもの権利侵害に関する事案で、専門家の対応が必要な場合は「申立て」を受ける
救済委員	<ul style="list-style-type: none"> 「申立て」に基づき、関係機関に説明や資料の提出を求め、事実関係の調査を行う。 調査等の結果、市長に対し、関係する市の機関に是正勧告や子どもに関する制度改善を求めるための意見表明を行う。 市の機関以外の者に対し是正の措置を講ずるよう要請することを市長に求める。

◆ 権利救済機関の考え方

- ・ 市民と市が一体となって子どもの権利を大切にしまちづくりを進めるためには、権利の普及啓発に加えて、権利侵害に対する救済体制の整備が必要となる。
- ・ 市内には、いじめや虐待などの相談窓口があるが、比較的重い案件を抱える既存窓口の実態や、子ども向けの相談チャンネルは多い方がいいという意見も踏まえ、既存の窓口とは別に、子どもの権利関係をはじめとする多様な疑問や悩みを拾い上げる新たな相談窓口（権利救済委員会）を設置する。
- ・ 新たな窓口では、窓口相談に加え、児童館等の施設を定期的に巡回するなどして、例えば子ども自身が、積極的に窓口相談できない場合（性的虐待など）や自らでは問題と意識できない場合（ヤングケアラー）などの相談の掘り起こしを行うとともに、広報・啓発活動により、条例の理念の普及啓発に努める。
- ・ 救済委員会の中に相談員を配置し、日常の相談対応のほか、申立の受付や救済委員との事務調整、調査補助等の委員会業務を担うものとする。
- ・ 附属機関として権利救済委員を配置し、相談者に対する権利救済の実効性を担保する。

◆ 救済委員会の職務（他市の例を参考）

- * 調査 （関係機関の対応や事実関係の調査）
- * 調整 （当事者間の調整）
- * 是正勧告 （市の機関に対する是正勧告）
- * 是正要請 （市以外の関係機関に対する要請）
- * 意見表明 （制度改善等への提言など）